

産業廃棄物パート発表

産業廃棄物処理の現状について

プログラム

1. 産業廃棄物処理の変遷
～ 廃棄物処理法の改正を通じて～
2. 問題点
3. マニフェスト制度
4. 提言

廃棄物処理法

- 正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 1970年制定、1971年施行
- 1991年改正
- 1997年改正
- 2000年改正

1991年改正

- 廃棄物処理業者の区分見直し
収集運搬業と処分業に分けた
改めて「業の許可」が必要
- 処理経路の明確化
排出事業者
収集運搬業者
処分業者 } 三者契約
- マニフェストの導入
対象 「特別管理廃棄物」
- 廃棄物処理センターの設置

住民の不信による
新設処分場減少！

1997年改正

《不適正処理対策の強化》

- 暴力団新法違反者には業の許可を認めない
- 罰金の引き上げ
最高300万円 1億円
- 廃棄物処理施設の設置の規制強化
生活環境影響評価の実施
関係住民の意見聴取
- マニフェスト交付義務の拡大
「特別管理廃棄物」 全ての産廃へ

ところが・・・**新設処分場激減！**

2000年改正

- 不適正処理対策の強化
- 廃棄物処理業者への信頼性の回復
- 公共関与による施設整備の推進

不適正処理対策の強化

- 排出事業者責任の徹底

排出事業者に対して

- * 廃棄物が適正に処理されたかを確認

- * 不適正処理に関する原状回復などの措置命令

- マニフェストの運用を大幅に強化

中間処理まで 最終処分まで

廃棄物処理業の信頼性の回復

- 「廃棄物処理業の許可」に厳しい資格条件
- 施設の設置許可の基準を強化
 - + 申請者の能力
- 廃棄物処理施設の譲渡などについて都道府県の許可が必要に

暴力団員などの関与を廃棄物処理業界から徹底的に排除！

公共関与による施設整備の推進

- 廃棄物処理センター制度の見直し
処理施設の確保を容易に
- 産業廃棄物特定設備推進法の改正
低利融資や債務保証の認定が容易に

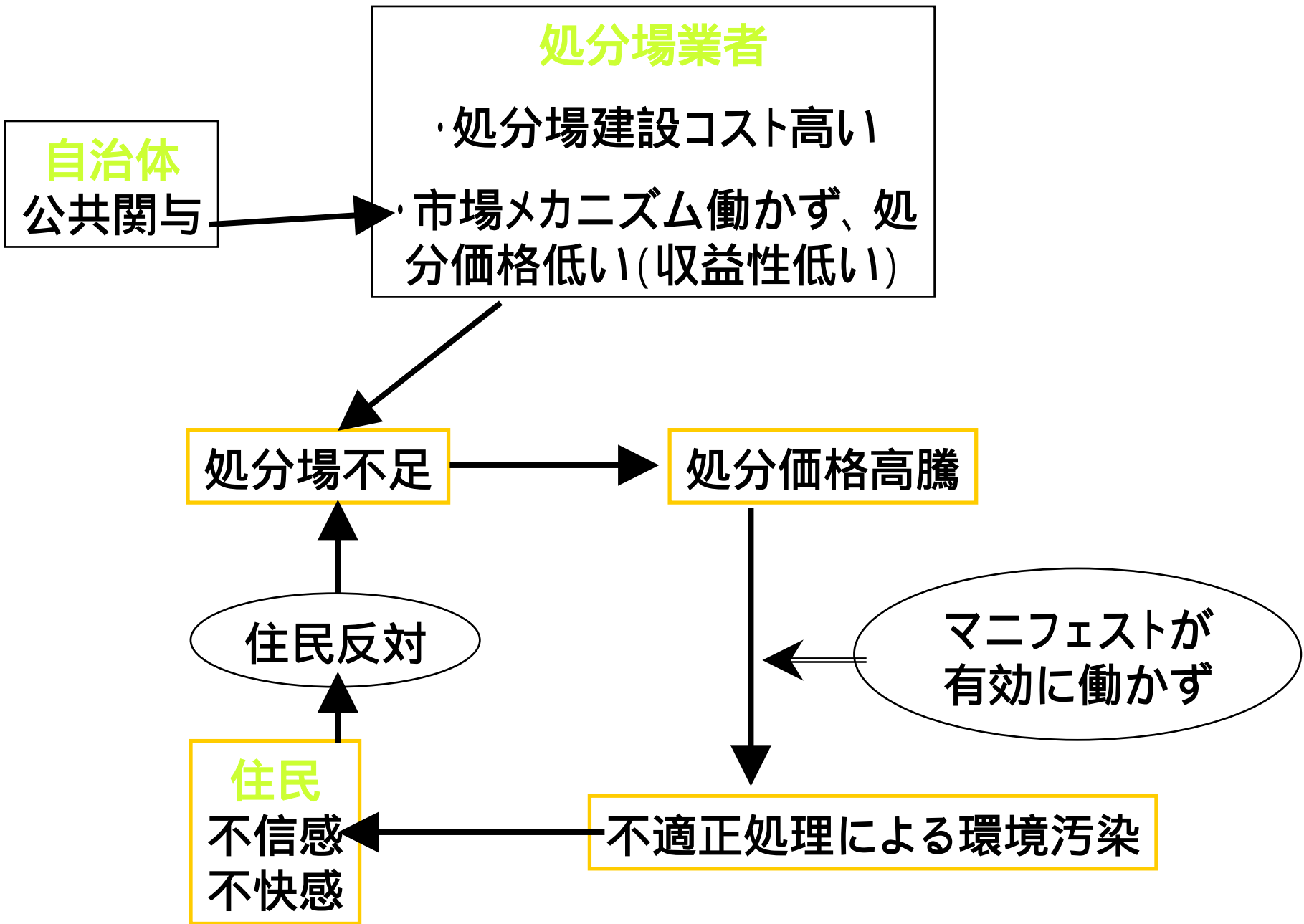
	1991年改正	1997年改正	2000年改正
業の許可	収集運搬業と処 分業の 可が必要	暴力団新規違反	より厳しい条件要件 暴力団脱会5年未満
施設設置 (信頼回復)		生活環境影響評 価の実施	申請者の能力 譲渡に都道府県の許可
(処分場増設策)			要件緩和 公共関与
マニフェスト	「特別管理産業 廃棄物	全ての産業	中間処理まで
その他	処理経路の明確 化 廃棄物処理セン ターの設置	罰金最高1000万 円(1億円)	排出事業者責任の徹底 中間 原状回復の責任

不適正処理の防止

処分場確保

マニフェストの運用強化

原状回復



処分場業者

- ・処分場建設コスト高い
- ・市場メカニズム働かず、処分価格低い(収益性低い)

自治体
公共関与

処分場不足

処分価格高騰

住民反対

住民
不信感
不快感

不適正処理による環境汚染

マニフェストが
有効に働かず

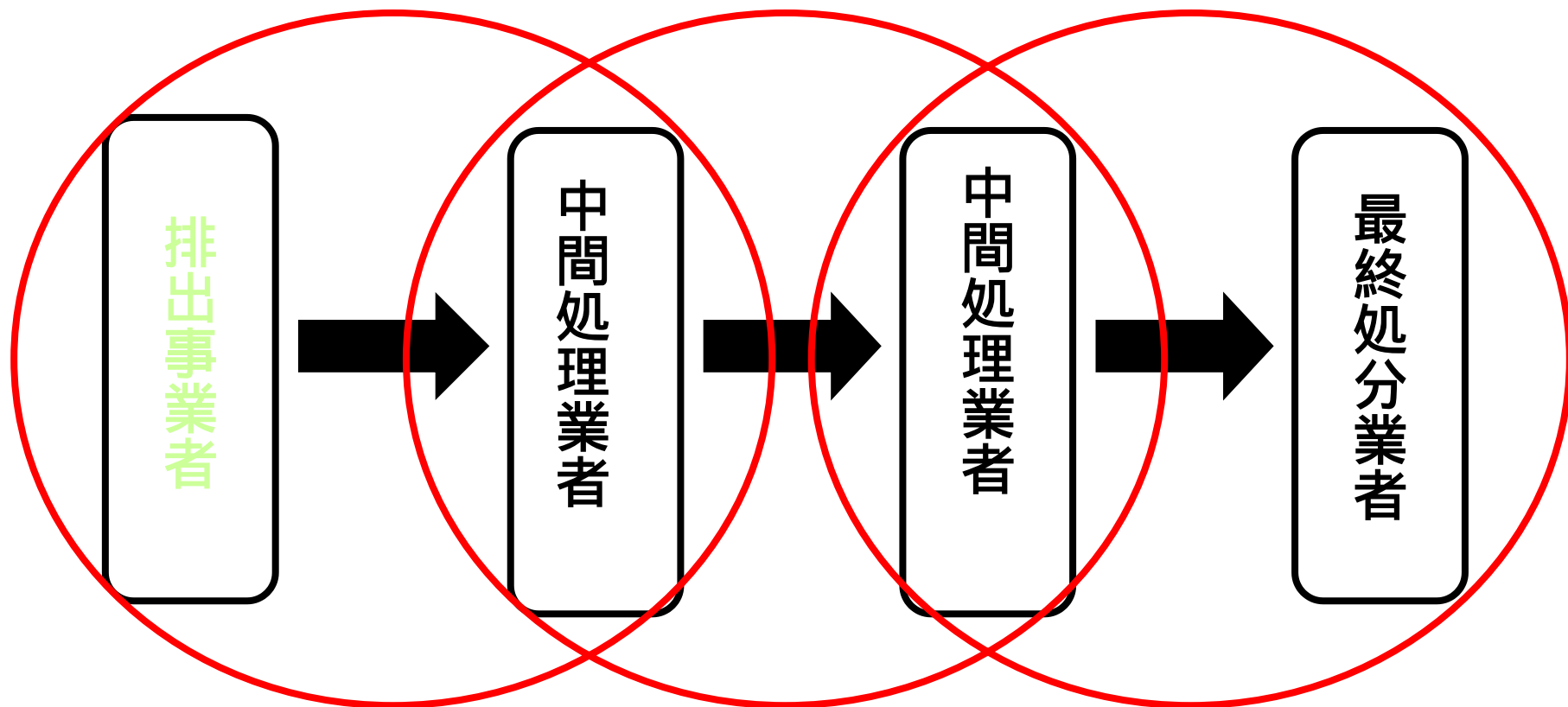
注目すべき問題点

- 処分場不足(新規件数増加せず)
- 不適正処理
- マニフェストの運用が不十分
- 公共関与

不適正処理改善のために

- 連鎖責任
- 監査法人
- マニュアル作成義務

連鎖責任



監査役の設置

- 監査法人の創設
廃棄物の適正処理を監査する

具体的手段

電子マニフェスト(義務化)

処理業者の現場での抜き打ち検査

不適正業者への注意・警告